

精神や発達に障害をお持ちの社員を雇用している、
または採用を検討している事業主の皆さま

精神・発達障害者雇用サポーターに ご相談ください

— 精神・発達障害者雇用サポーターとは —

精神・発達障害者雇用サポーターは、精神保健福祉士や看護師の資格を持つハローワークの専門スタッフです。精神や発達に障害のある社員の雇用管理に関する相談、精神や発達に障害がある方の就労支援や心の相談も行っています。

- **そもそも精神・発達障害とはどういうもの？**
- **精神・発達障害のある社員の雇用管理。どんな配慮が必要？**
- **精神・発達障害のある社員への接し方について、他の社員に周知したい。**
- **就労している精神・発達障害のある社員について相談したい。**

こんな悩みや疑問の解消を、
精神・発達障害者雇用サポーターがお手伝いします。

ご相談は予約制（無料）です。
出張相談も承ります。
お問合せは、専門援助窓口まで。



相談時間

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9時～16時 （予約制/1回最大50分）
※ 相談員の勤務状況や予約状況によって、ご相談までにお時間をいただくことがあります。

ご予約・お問い合わせ先

ハローワーク町田 専門援助部門
所在地：町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階（本庁舎）
連絡先：042-732-7316